

3 歳児健康診査実施要領

1 目的

幼児期における身体発育および精神発達の段階の中で、一つの節目となる3歳児について、肢体不自由、知的障害、視力、聴力等の障害を早期に発見し、早期治療や早期療育につなげるとともに、適切な指導および措置を行うことにより、幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

2 健康診査の種類

一般健康診査（視聴覚検査については、3歳児視聴覚検査実施要領による。）および歯科健康診査とする。

3 対象者および周知方法

3歳以上4歳未満の児 個別通知

4 従事者

小児科医師 歯科医師 臨床心理士 保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 事務職員

5 事後措置

- (1) 受診者の保護者に対し、健康診査の結果を通知するとともに、必要に応じ適切な指導を行う。
- (2) 健康診査の結果、異常が認められた場合は、診断を確認するため専門機関への受診を勧め、精密健康診査を受けさせ、手続等についてもあわせて指導し、事後措置の徹底を図る。
- (3) 引き続き指導の必要な場合には、経過観察健診、小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）、臨床心理士による発達相談および保健師による訪問指導を実施する。

6 健康診査の流れ

受付→尿検査→問診→歯科健診、歯科相談・指導→計測→診察→保健指導→栄養相談・指導→発達相談（医師の指示のあった児）

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。